◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１８５号(H25. 2. 22)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１０件（２月１５日～２月２１日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）貸切バスがトラックに追突した事故
（３）貸切バスと軽自動車が衝突した事故
（４）貸切バスが歩行者を電柱との間に挟んだ事故
（５）貸切バスが線路に転落した事故
（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故
（７）タクシーの健康起因による転落事故
（８）トラックの運転者が酒気帯び運転での事故１
（９）トラックの運転者が酒気帯び運転での事故２
(10) トラックと軽ワゴン車が衝突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
６．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）

◇◇◇

この事故により、当該貸切バスの乗客１名が重傷、３０名程度が軽傷を負った模様。また、当該自衛隊車両の隊員２名が肋骨骨折等の重傷を負った。
事故当時、当該貸切バスは、追い越し車線から走行車線に変更した際に前方の当該自衛隊車両に気付くのが遅れた模様。

（３）貸切バスと軽自動車が衝突した事故
２月１６日（土）午後０時頃、山形県において、福島県に営業所を置く貸切バスが乗客４１名を乗せて運行中、交差点の信号機が黄色信号から赤信号に切りかわってから交差点に直進で進入し、左から青信号で直進してきた軽自動車の右側面に衝突した。
この事故により、当該軽自動車の２名が重傷、１名が軽傷で、当該貸切バスの乗客、乗務員には怪我はなかった。
事故当時、現場は吹雪で視界が悪く路面は凍結しており、当該貸切バスの運転者は交差点手前で地吹雪がひどくなり信号を見落とした模様。

（４）貸切バスが歩行者を電柱との間に挟んだ事故
２月１６日（土）午後７時３０分頃、鳥取県において、岡山県に営業所を置く貸切バスが乗客４０名をのせて方向転換中、誘導していたホテルの従業員を当該貸切バスと道路脇の電柱に挟んだ。
この事故により、当該ホテルの従業員が死亡した。
事故当時、当該貸切バスは、乗客８名を当該ホテルで降ろし、残りの乗客３２名を乗せて、別のホテルへ移動するため、方向転換をしていた際に、当該貸切バスの左側で誘導していたバスガイドに気を取られ、後方右側にいた当該ホテルの従業員には気付いていなかった模様。

（５）貸切バスが線路に転落した事故
２月１７日（日）午後５時５０分頃、大分県において、福岡県に営業所を置く貸切バスが乗客４２名を乗せて運行中、ガードレールを突き破り、およそ３メートル下の線路に転落した。
この事故により、当該貸切バスの乗客２名と運転者の計３名が重傷、乗客３９名が軽傷を負った。
事故当時、当該貸切バスは、交差点手前のガードパイプに車体を当てて減速しようとしたが、ガードレールを突き破り線路に転落した模様。

（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故
２月１７日（日）午前１時４５分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で運行中、道路に横たわっている歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者は死亡した。
事故現場は、片側２車線の直線で、横断歩道なく、当該歩行者は、何らかの理由により道路に横たわっていた模様。

（７）タクシーの健康起因による転落事故
２月２１日（木）午前１０時５０分頃、岡山県おいて、同県に営業所を置くタクシーが乗客２名を乗せて運行中、左カーブをそのまま直進し道路右側の川に転落した。
この事故により、当該タクシーの乗客１名が足の骨を折る重傷、１名が軽傷、運転者は意識不明の重体の模様。
事故現場は、当該タクシーから見て左へ緩やかにカーブしている道路で、当該タクシーの運転者はくも膜下出血を発症し、意識を失いそのまま直進し転落した模様。

（８）トラックの運転者が酒気帯び運転での事故１
２月１４日（木）午後１０時３０分頃、福岡県において、同県に営業所を置く大型ダンプが走行中、乗用車と接触し、その後民家に衝突した。
この事故により、当該乗用車の乗員２名が軽傷を負った。
事故当時、当該ダンプと当該乗用車が接触し、当該ダンプはそのまま逃走、その後当該交差点から約１００ｍ離れた民家に衝突して停止した。
事故現場に駆け付けた警察官により、当該ダンプの運転者から基準値の２倍以上のアルコール分が検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転等）の疑いで現行犯逮捕された。

（９）トラックの運転者が酒気帯び運転での事故２
２月１８日（月）午前１１時３０分頃、東京都において、乗合バスが停留所で客扱い中、当該乗合バスの後続のトラック①がバスを避けようと第１車線から第２車線に車線変更したところ、第２車線を走行してきた、大阪府に営業所を置くトラック②がトラック①に衝突し、そのはずみでトラック①が乗合バスに衝突した。
この事故による怪我人はなし。
事故当時、現場に駆け付けた警察が呼気を確認したところ、基準値を超えるアルコール分が検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された。

（10）トラックと軽ワゴン車が衝突した事故
２月２０日（水）午前７時５分頃、滋賀県において、京都府に営業所を置くトラック①が、軽ワゴン車（自家用）と正面衝突し、さらに当該軽ワゴン車の後続を走行していた滋賀県に営業所を置くトラック②が当該軽ワゴン車に追突した。
この事故により、当該軽ワゴン車の運転者及び後部座席の乗員１名の計２名が死亡、当該軽ワゴン車の乗員２名、当該トラック①の運転者及びトラック②の運転者の計４名が軽傷を負った。

事故当時、路面は凍結しており、当該軽ワゴン車が対向車線にはみ出した模様。

◇◇◇

う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

◇◇◇

【４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン２００９」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成２４年上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故防止対策に取り組む必要があるため、平成２４年８月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf）

◇◇◇

【５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

昨年８月２日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全

に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf）

◇◇◇

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7 月 18 日公表)

→ 利用者向け安全情報の提供
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)

○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」
(11月26日公表)
→ 関係通達の改正
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html)

◇◇◇

◆◆◆